

子どもの自立と支援

- ・ 子どもから大人になる進路選択のこつ
- ・ 相談支援をうまく活用するコツ



R5.10.29 株式会社グリーンプラン
放課後等デイサービス ひかり

右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



合同会社サクスシェア 相談支援専門員 田中 聡



【田中聡（さとる）プロフィール】

- 1984(昭和59)年 小学校教諭として勤務
1996(平成8)年 国立鳴門教育大学大学院学校教育研究科生徒指導コース入学
(現職教員として専門知識を高める研修の機会を得る)
1999(平成11)年 福岡県教育センター研修主事として現場教職員の研修事業に携わる
- 2006(平成18)年 社会福祉法人に入職し障害福祉サービス事業に従事
経験業務 特別支援学校放課後支援事業責任者
福岡市委託相談支援コーディネーター(相談支援専門員)
障がい者グループホーム管理者・サービス管理責任者
生活介護(障がい者通所施設)サービス管理責任者
- 2016(平成28)年 合同会社サンクスシェア創立
2016(平成28)年 相談支援事業所(障がい者)福岡市指定
2017(平成29)年 相談支援事業所(障がい児)福岡市指定
2020(令和 3)年 スペシャルニーズアシストプロジェクト(SNA)始動

【資格】

- ・小中高教諭専修免許
- ・障害福祉サービスサービス管理責任者(全分野) ・児童発達支援管理責任者
- ・相談支援専門員
- ・鳴門教育大学生徒指導学会会員
- ・西日本心理劇学会会員
- ・日本保健教育学会会員
- ・保育士

【実績】

- 2016(平成28)年 強度行動障がい勉強会を毎月主催
2017(平成29)年 福岡福祉向上員会事務局員
2022(令和 4)年 放課後等デイサービス8県23事業所スタッフ育成コンサルティング

- ◆ 60歳
- ◆ 4人家族
- ◆ 北九州市生まれ
- ◆ パイナップル好き
- ◆ 納豆苦手
- ◆ 早起き得意
- ◆ 好きなところ
「ストレスほぼなし」

- ◆ 好きなフレーズ
「やれない理由を探さずに、どうしたらやれるかを考える！」

「Life is choosing
人生は選択の連続だ」

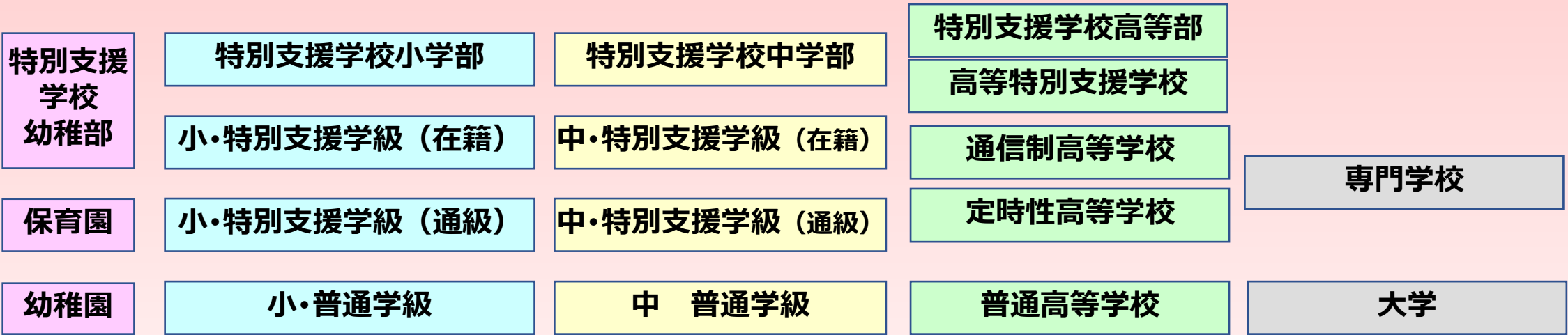
子どもから大人へ



手続き

【子どもから大人へ：進路の選択肢】

学校



0

6

12

15

18

20

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

生活介護・自立訓練

就労継続支援B型（就労移行支援）

就労継続支援A型（就労移行支援）

障がい者雇用（就労移行支援）

一般就労（就労移行支援）

福祉サービス

一般

【18歳・20歳 になるとできること】

18歳

- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・ 携帯電話の契約
 - ・ ローンを組む
 - ・ クレジットカードをつくる
 - ・ 一人暮らしの部屋を借りる など
 - 10年有効のパスポートを取得する
 - 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
 - 結婚
女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。
 - 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる
- ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

20歳

- お酒を飲む
- たばこを吸う
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得（大型自動車運転免許の取得は21歳以上）

【18歳 になるときに必要な手続き】

必要な手続き	説明	手続きの時期	備考
福祉サービスの受給者証	18歳の誕生月の月末までは、障害児のサービスの受給者証。翌月から障害者のサービスの受給者証となる。	誕生日の2か月程度前から (市町村役所から案内が届く)	放課後等デイサービスについては、高校卒業まで引き続き利用できる。 負担上限額は、本人及び配偶者のみの所得による。 (放デイを除く)
区分認定の調査	障害者のサービスの受給者証の交付を受けるにあたって、区分認定の調査が必要。	誕生月の3か月程度前から	※区分が必要なサービス利用をする場合
自動車税・軽自動車税の減免	身体障害者手帳の交付を受けている方は、自動車が障害者本人の名義である必要がある。		

2 訓練等給付

① 自立訓練 者

② 就労移行支援 者

③ 就労継続支援
(A型=雇用型、B型=非雇用型) 者

④ 就労定着支援 者

⑤ 自立生活援助 者

⑥ 共同生活援助
(グループホーム) 者

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) 者 児

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護 者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同行援護 者 児

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護 者 児

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援 者 児

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

⑥ 短期入所(ショートステイ) 者 児

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑦ 療養介護 者

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑧ 生活介護 者

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等
(施設入所支援) 者

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

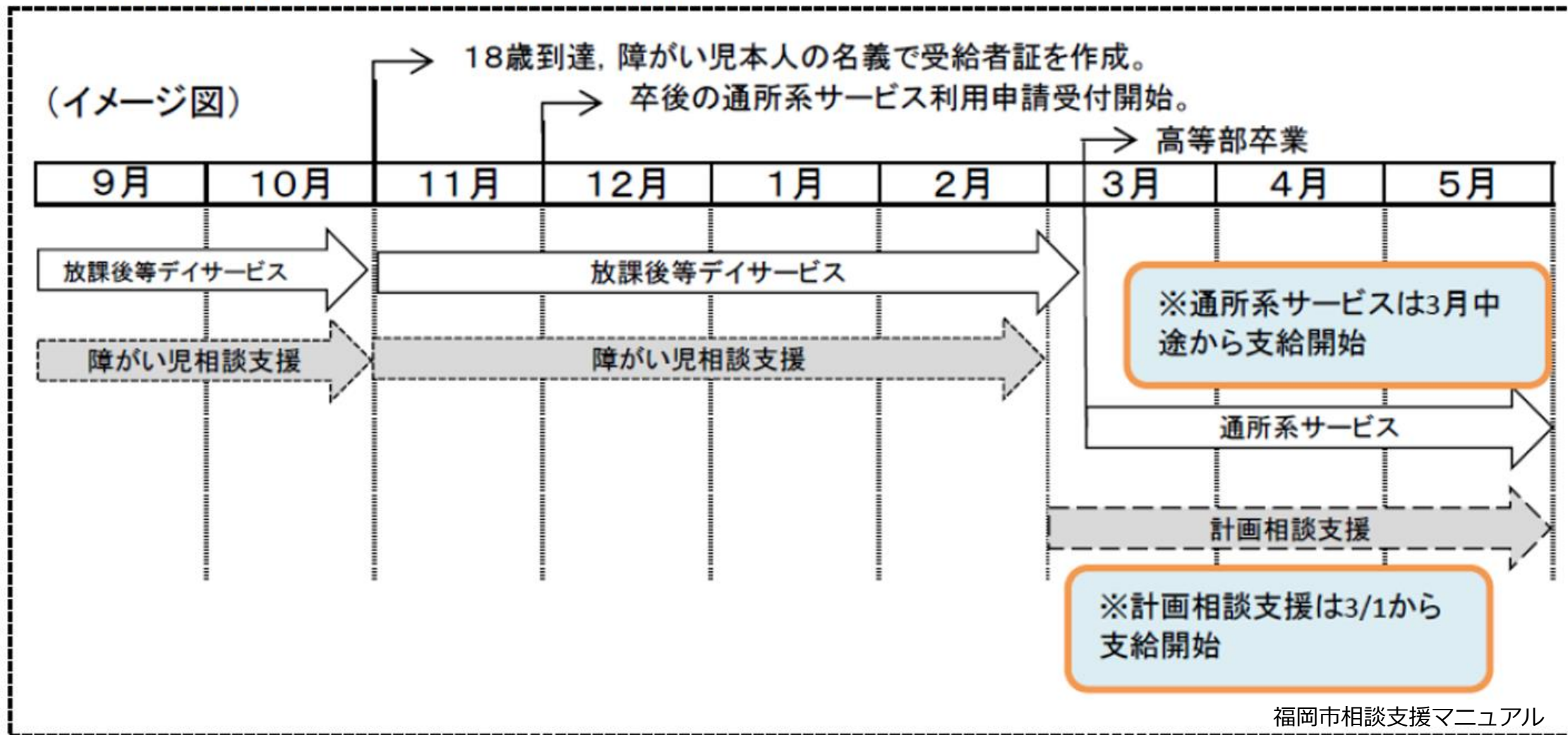
共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

【18歳 になるときに必要な手続き】 サービスの切り替え

1 放課後等デイサービスから障がい福祉サービスへの切り替えについて

(例)平成29年11月1日に18歳になる障がい児が、卒業後(3月)から障がい福祉サービスの通所系サービス(生活介護、就労移行支援等)を利用する場合。



【20歳 になるときに必要な手続き】

必要な手続き	説明	手続きの時期	備考
障害年金の手続き	病院受診や診断書など必要な書類がある。	誕生月の3か月ほど前から申請が可能。	
特別障害者手当の手続き	障害児福祉手当は、お子さんが20歳を迎える前日で喪失。 特別障害者手当は、診断書等の書類が必要。	誕生月の3か月程度前から (市町村役所から案内あり)	障害児福祉手当と要件が異なるので要チェック。
有料道路の割引制度	ETCにより、有料道路の割引制度を利用している場合、ETCカードを障害者本人名義に変更が必要。	誕生月の2か月前から	

【20歳 になるときに必要な手続き】 障害年金



厚生年金

障害厚生年金 1級
 厚生年金保険料と支払期間による
 報酬比例額×1.25

配偶者の加算
 224,900円/年

障害厚生年金 2級
 厚生年金保険料と支払期間による
 報酬比例額

配偶者の加算
 224,900円/年

障害厚生年金 3級
 最低保証額
 585,100円/年

国民年金

障害基礎年金 1級
 977,125円/年

子の加算
 第1・2子1人につき 224,900円/年
 第3子以降1人につき 75,000円/年

障害基礎年金 2級
 781,700円/年

子の加算
 第1・2子1人につき 224,900円/年
 第3子以降1人につき 75,000円/年

月額
81,427円

月額
65,141円

※2020年4月現在

※配偶者の加算は配偶者の年収が850万円以下である場合に加算対象となります

千葉障害年金
相談センター資料



手続きの流れ

受診状況等証明書の取得

- 初診の医療機関へ連絡（カルテが保管されているか確認等）
- 初診の医療機関へ訪問または郵送（病院により異なりますので医療機関へ要確認）
- 受診状況等証明書の作成依頼（依頼した医療機関より前に、他の医療機関に通院していないかチェック）

診断書の取得

- 診断書作成が必要な医療機関へ出向く（認定日時点・現在）
- 可能な限り医師と面談し、日常生活や自覚症状等を伝える（面談できない場合は、メモを用意し、診断書に添付）
- 診断書は現状にあっているか等チェック。修正等は依頼する

病歴（就労状況）申立書の作成

- 受診状況等証明書、診断書が揃ってから、その内容に沿って書く（医療機関に受診していない期間も記載する）
（医学的、専門的な記述でなくてよい。分かりやすく）
- 発症日、初診日の日付が診断書と一致しているか確認

戸籍などの添付書類を揃える

窓口に裁定請求書を提出

初診日の考え方

<知的障害>

知的障害者は、初診日が特定できなくても（または初診日が20歳以降であっても）、特例的に20歳前（誕生日）に初診日があるものとして取り扱う。

初診証明も不要。

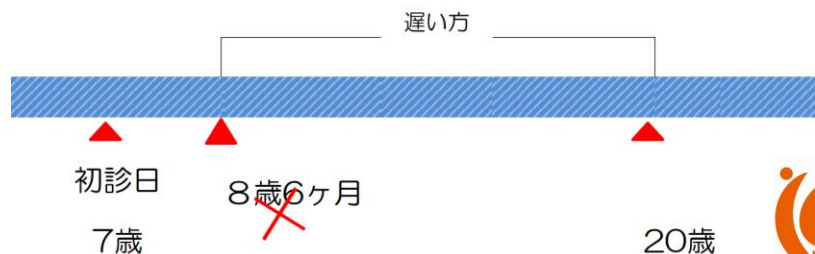
<知的を伴わない発達障害>

知的障害を伴わない発達障害の症状により、初めて受診した日が20歳以降であった場合は、当該受診日を初診日とする。20歳前に初診日がある場合も**初診証明必要。**

障害認定日とは（20歳前）

初診日から1年6ヶ月と20歳の
どちらか遅い方

例)



【福祉の手引き（四日市市）】

もくじ

所…所得制限のあるサービス
 所…介護保険で同等のサービスがあるもの

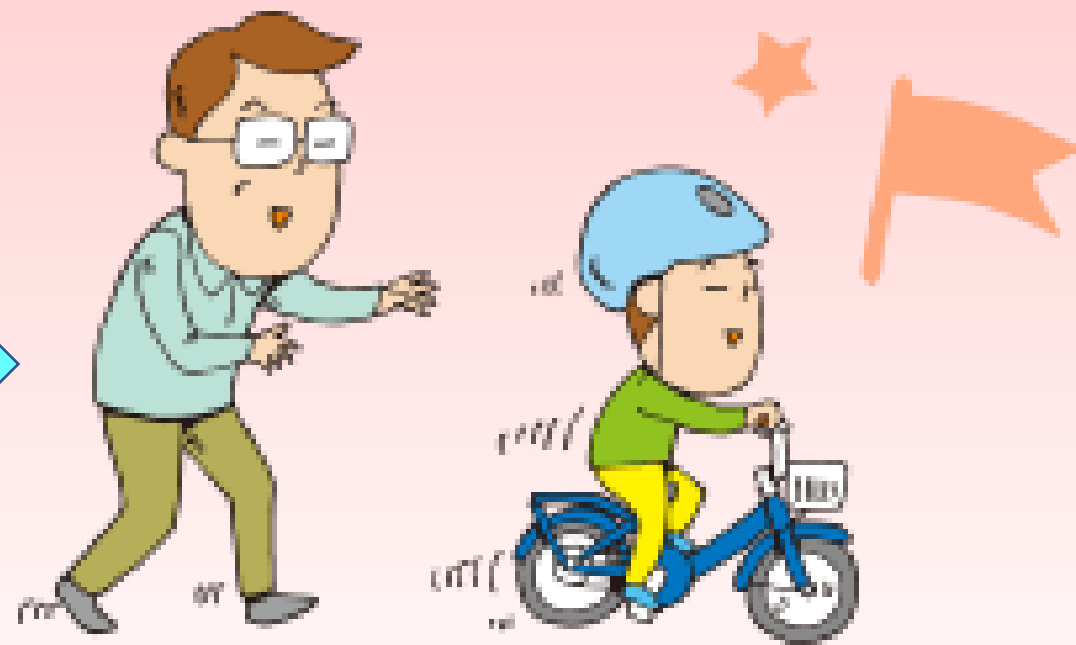
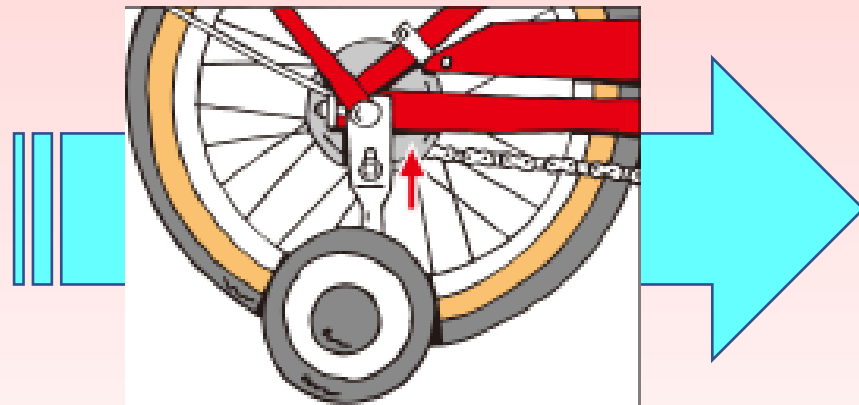
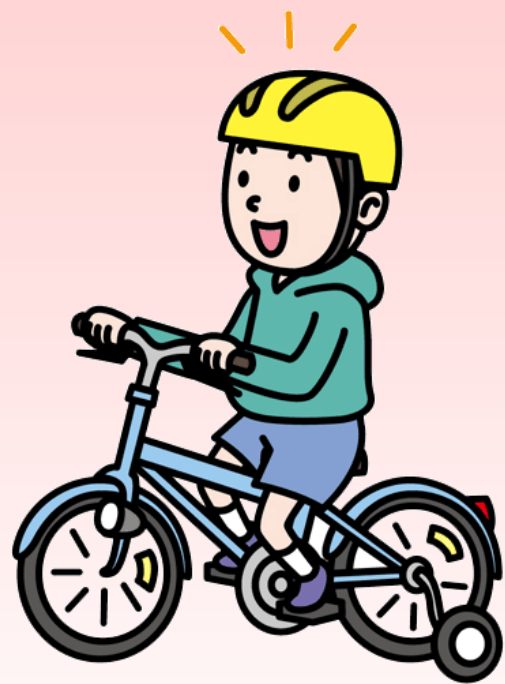
主な障害者施策の一覧	4	紙おむつの給付 所 所	30
障害者総合支援法	10	点字出版物の給付	30
相談の窓口			
視覚障害者相談支援事業	15	声の広報・点字広報の発行	31
聴覚障害者相談支援事業	15	点字・録音資料の貸出、対面読書	31
障害者相談支援事業	16	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 所	32
就業・生活相談支援事業	16	居宅介護 所	33
三重県自閉症・発達障害支援センター	17	障害者(児)短期入所 所	34
三重県難病相談支援センター	17	生活介護 所	34
四日市日常生活自立支援センター	18	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	35
成年後見制度	18	就労移行支援	35
障害者虐待についての通報・相談	18	就労継続支援	35
身体障害者相談員	19	児童通所支援	36
知的障害者相談員	19	高額障害福祉サービス等給付費	37
市役所等の相談窓口	20	日中一時支援事業	38
手帳			
身体障害者手帳	22	重度障害者等就労支援特別事業	38
療育手帳	23	四日市市高額地域生活支援事業利用者負担扶助費	39
日常生活の援助			
補装具費(購入・修理)の支給 所 所	24	訪問入浴サービス 所	39
車いすの貸出	24	訪問給食サービス 所	39
健康・医療			
日常生活用具の給付 所 所	24	障害者医療費の助成 所	40
		特定疾病療養受療証の交付	40
		後期高齢者医療制度	40

指定難病にかかる特定医療費の支給	41	税金の軽減など	
自立支援医療(更生医療)の支給 所	41	所得税、市・県民税の所得控除	51
自立支援医療(育成医療)の支給	41	市・県民税の非課税制度	51
自立支援医療(精神通院)の支給	41	利子所得の非課税制度	51
小児慢性特定疾病医療費の支給	42	相続税の障害者控除・贈与税の非課税制度	51
医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)	42	自動車	
はり・きゅう・マッサージ利用券の交付	43	自動車税等の減免	52
あけぼの学園の専門職による個別支援	43	自動車と消費税	54
障害者(児)の歯科診療	44	自動車運転免許取得費の助成 所	55
みえ園トネット	44	自動車改造費の助成 所	55
介護保険	45	自動車燃料費用の助成 所	56
年金・手当・扶養共済			
障害基礎年金(国民年金) 所	46	運転免許の適性審査	56
障害厚生年金(厚生年金保険)	46	身体障害者標識・聴覚障害者標識	56
障害年金生活者支援給付金	47	有料道路通行料金の割引	57
心身障害者扶養共済制度	47	駐車禁止の除外指定	58
特別障害者手当 所	48	おもいやり駐車場利用証制度	58
障害児福祉手当 所	48	公共料金の減免など	
特別児童扶養手当 所	49	鉄道運賃の割引	59
児童扶養手当 所	49	バス運賃(JR、三交、三岐等)の割引	59
四日市市重度障害(者)手当 所	50	タクシー運賃の割引	60
四日市市重度障害(児)手当	50	タクシー料金の助成 所	60
		航空運賃の割引	60

市営自転車等駐車場料金の減免	61	障害福祉サービス事業所等通所費の助成	70
くすの木パーキングの駐車料金の割引	61	重度知的障害者社会適応訓練(集団療育)	70
NHK放送受信料の免除 所	62	四日市視覚障害者福祉センター	70
青い鳥郵便はがきの配布	62	知的障害者青年学級(青年のつどい)	71
携帯電話の使用料の割引	63	四日市市障害者体育センター	71
NTT無料番号案内(ふれあい案内)	63	よっかいち福祉の店	71
住宅			
障害者世帯住宅 所	64	貸付等	
県営住宅に関するお問い合わせ	64	生活福祉資金貸付	72
社会参加			
障害者デイサービス	65	職業	
機能訓練(言語訓練)	65	四日市公共職業安定所(ハローワーク四日市)	74
機能訓練(理学療法)	66	三重障害者職業センター	74
白杖を使った歩行訓練	66	国立(県営)愛知障害者職業能力開発校	74
四日市市障害者福祉センター(貸館)	66	国立職業リハビリテーションセンター	74
移動支援	67	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	74
同行援護	67	福祉のまちづくり	
手話通訳者・要約記者の派遣	68	バリアフリーのまちづくり	75
失語症会話パートナーの派遣	68	身体障害者補助犬	76
FAX・インターネットを利用した警察・消防への通報	68	障害を理由とする差別の解消の推進	77
選挙の投票	69	苦情解決	77
障害者就労支援	70	身体障害者障害程度等級表	78

本人に育ってほしいこと

- 外に出て社会体験をする（失敗をする）
- 要求を出せること（依頼ができる）
- 人に好かれること



子育て = 補助輪
つけ



補助輪
はずし



ひとりでできる

手助けの量

子どもから大人へ



進路の選択肢：納税者か否か

【子どもから大人へ：進路の選択肢】

学校

特別支援
学校
幼稚部

特別支援学校小学部

特別支援学校中学部

特別支援学校高等部

高等特別支援学校

小・特別支援学級（在籍）

中・特別支援学級（在籍）

通信制高等学校

保育園

小・特別支援学級（通級）

中・特別支援学級（通級）

定時性高等学校

専門学校

幼稚園

小・普通学級

中 普通学級

普通高等学校

大学

0

6

12

15

18

20

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

生活介護・自立訓練

福祉サービス

就労継続支援B型（就労移行支援）

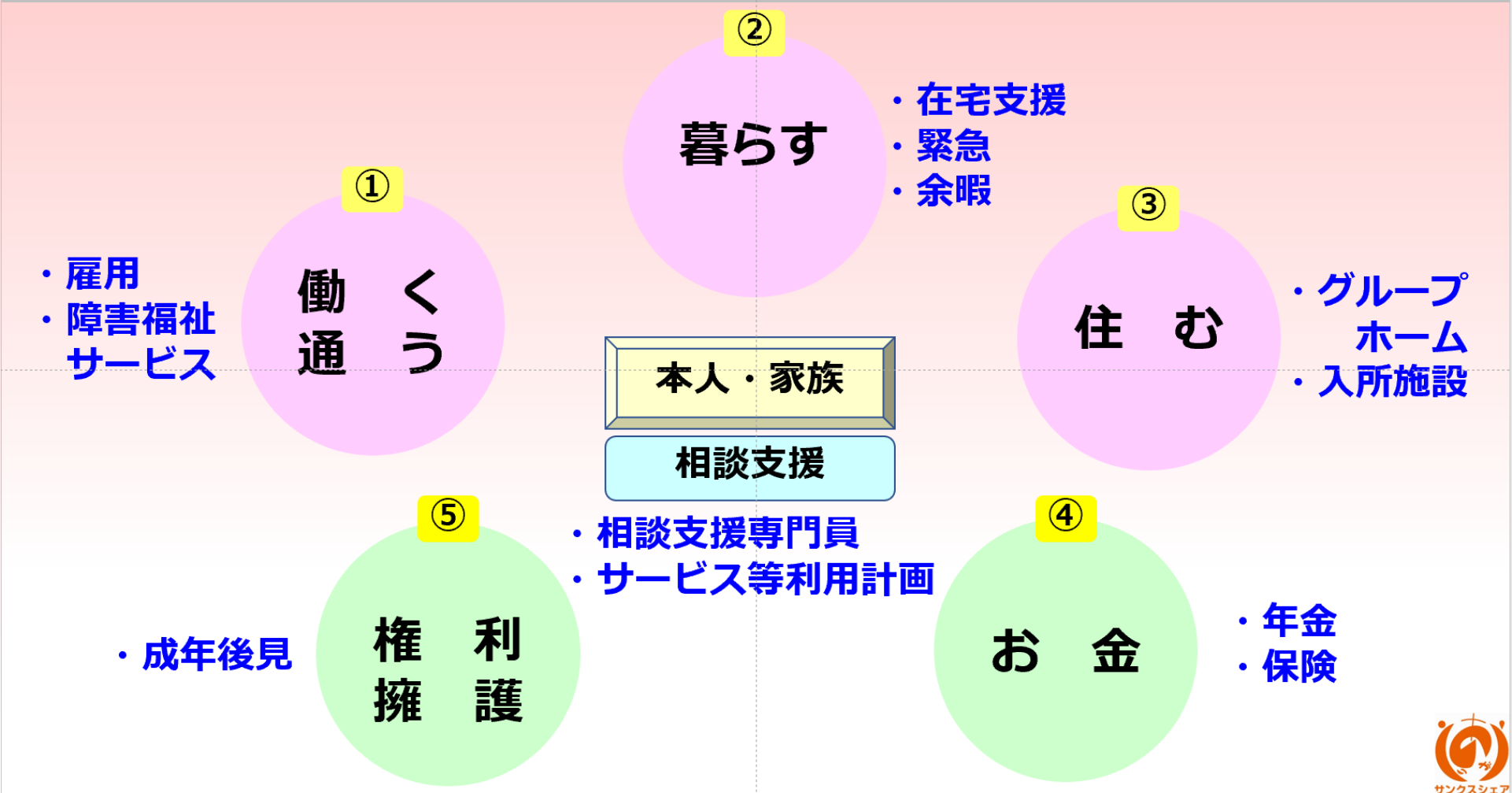
就労継続支援A型（就労移行支援）

一般

障がい者雇用（就労移行支援）

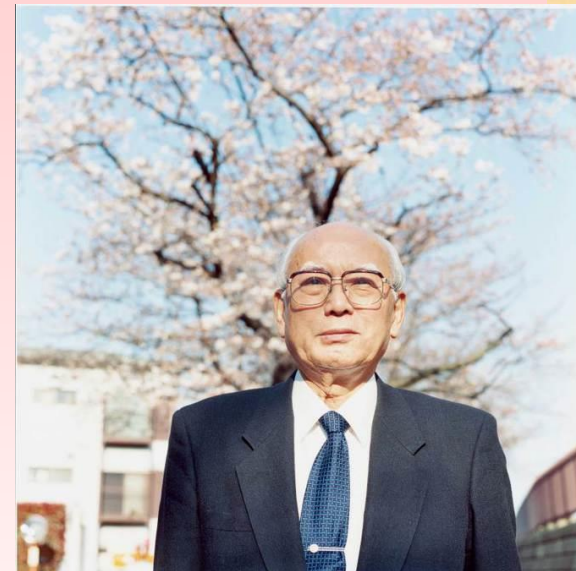
一般就労（就労移行支援）

【子どもから大人へ：5つの視点】



① 働く・通う

福祉サービス等	解説	留意点
一般就労	障がいを公表せずに就労	障がいがない人との区別なし（全年齢平均額32.3万円）
一般就労（障がい者雇用）	障がい者雇用枠で採用	ジョブサポート制度 身体21.5万 知的・精神・発達12万前後
就労継続支援A型	福祉サービス（会社と契約関係）	最低賃金の保障 一日4h～5h 月7.4万円～9.3万円
就労継続支援B型	福祉サービス（工賃）	最低3000円～3万円 一般就労の可能性あり
生活介護	日常的に介護が必要な日中の居場所（工賃）	数千円 就労困難



日本理化学工業株式会社

イベント・ギャラリー | アクセス情報 | リンク | English | Français

Google カスタム検索 TEL:044-811-4121

トップページ | 商品紹介 | 会社案内 | 障がい者雇用 | エコロジー | キットバスオンラインショップ | よくある質問 | お問い合わせ

ダストレスチョーク

書き味よく、より鮮明に！
環境にやさしい、
エコロジーで高品質なチョークです。

ホタテ貝殻再生材配合で
特許を取得しました。

学校の定番品です。

障がい者雇用の
取り組みについて
社員の70%以上が知的障がい者です。
みんなイキキと活躍してくれています。

日本理化学工業 公式 facebook

キットバスポータル
キットバスの情報がいっぱい

キットバスアート
インストラクター制度

学校、塾など教育関係の方々へ
学校の定番品、ホタテ貝殻配合のダストレス
チョークや新発売の粉が出ないキットバス
ビューシリーズをご紹介します。

小さなお子様をお持ちの方へ
お子様の創造力を育む、キットバスなど
の商品をご紹介します。

オフィス・ショップ・レストラン・工事現場関係の方々へ
粉が出ないキットバスはメニューボードや
POP作成に最適です。工事現場のマーキング
にも！

新製品情報 Topics

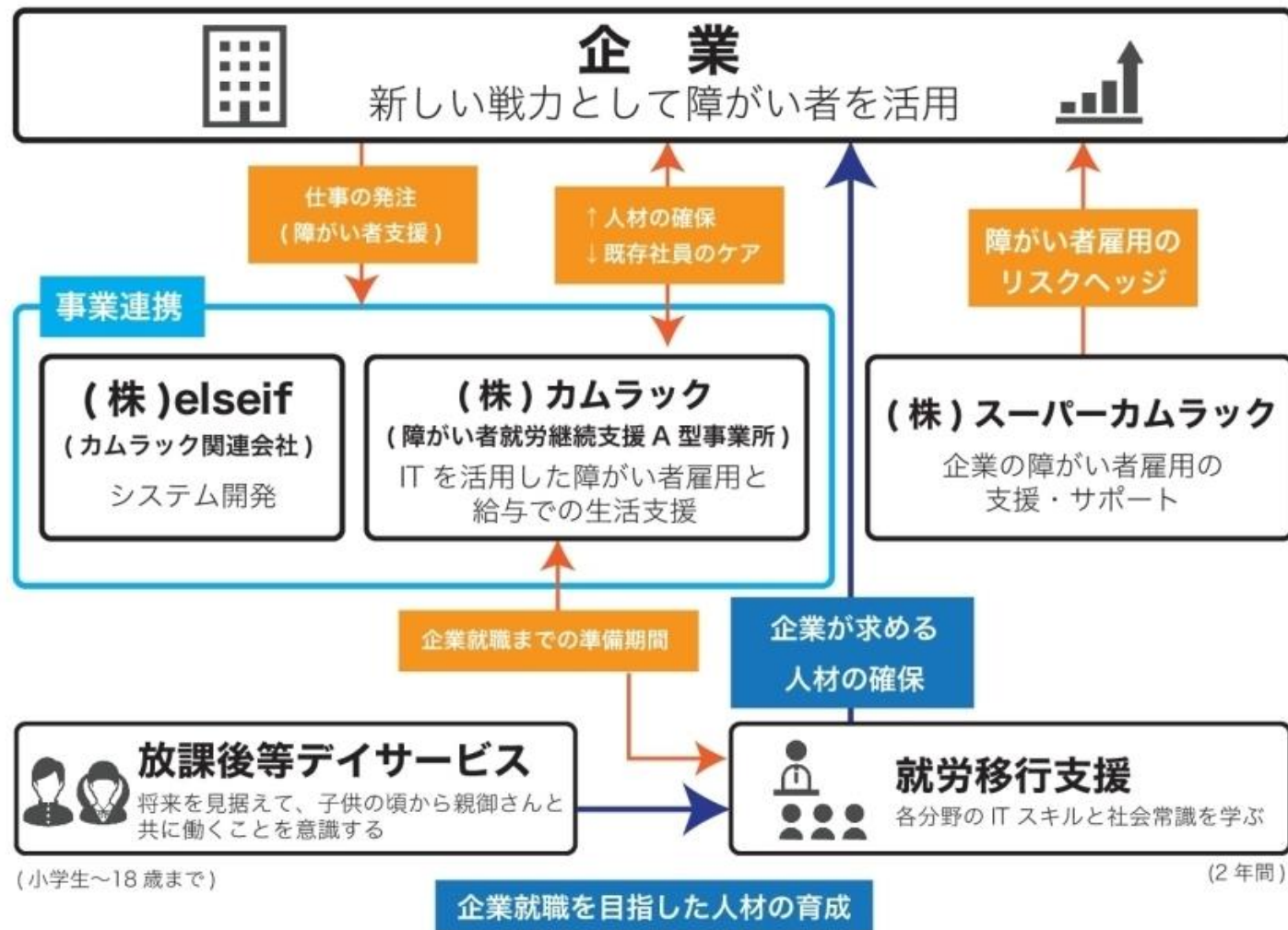
紙の黒板

- ・自力で通う
- ・はいと返事
- ・あいさつ
- ・いじわるをしない

社員の7割が知的障がい者の会社



福祉的就労と一般就労の連携事例



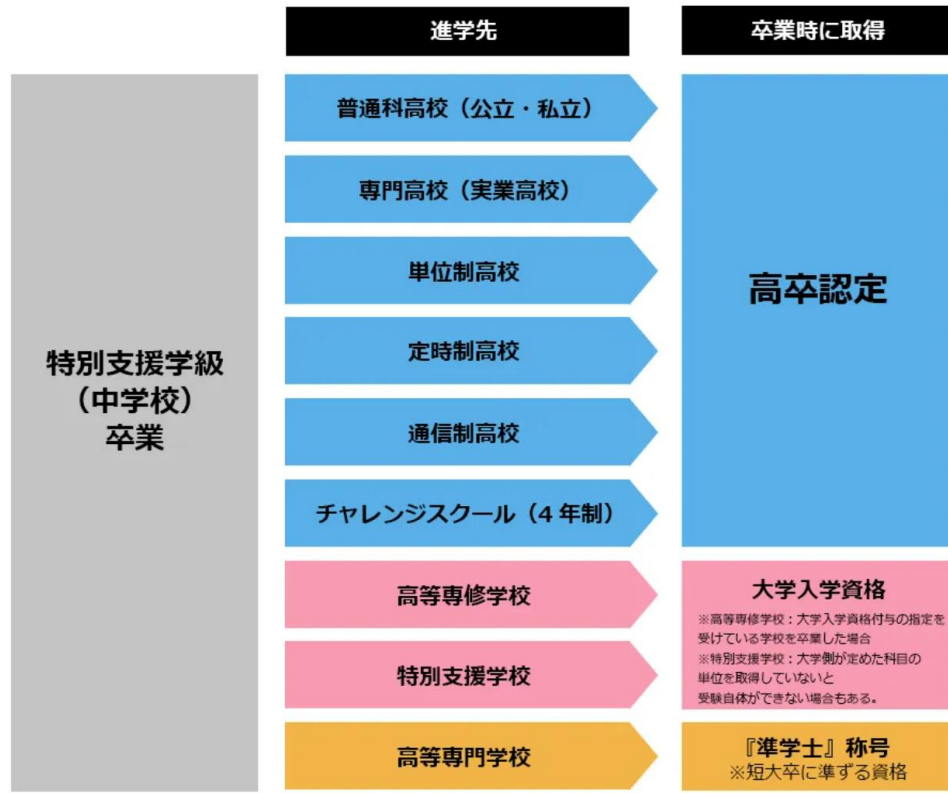
スーパーカムラック構想 (株式会社カムラック)

学校の選択（小中）

学校	解説	留意点
普通学校 （通級による指導）	全日制高等学校受験可能	
特別支援学級 （在籍）	高校受験時内申書の点数なし	あとから通常学級にもどることは難しいことが多い
特別支援学校	療育手帳等の取得が必須になる傾向が強くなっている（入学者増のため）	

学校の選択（高校）

学校	解説
普通高等学校	高等学校卒業資格あり
専門高校（実業高校） 単位制高校 定時制高校	高等学校卒業資格あり
通信制高等学校	入学は中学1年の学力必要 高等学校卒業資格あり 独自のカリキュラム
特別支援学校（高等部）	高等学校卒業資格なし



費用5万円/月程度

一般企業就職
4人に一人

通信制高校の事例

西日本新聞

西日本新聞 > ニュース > 九州 > 福岡 > 北九州

通信制高校生がラジオ番組 学生目線で月1回生放送 DJ担当「達成感すごい」 [福岡県]

2018年08月18日 06時00分



和やかな雰囲気の中、放送に臨む生徒やスタッフたち

[写真を見る](#)

通信制高校サポート校「あしたのつばさ高等学院 S N E C 北九州・黒崎」（八幡西区、4月開校）に通う生徒5人が、若松区のコミュニティFM局「エースステーションヒビキ」（88・2メガヘルツ）で、1時間の生放送番組「ハイラジ！」を始めた。番組は、毎月第3月曜の午後5時から放送開始。生徒たちは「自分たちの目線で、楽しい番組を作りたい」と意気込んでいる。

同校には、引きこもりや不登校といった困難を経験しながらも、高校卒業資格を取得し、就職や専門学校を目指す

「働く」：生活や就労関係等の訓練の支援を受ける訓練等給付

居住支援系

訓練系・就労系

訓練等給付

自立生活援助

者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う

共同生活援助

者

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う

自立訓練（機能訓練）

者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立訓練（生活訓練）

者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

就労移行支援

者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（A型）

者

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（B型）

者

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労定着支援

者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

「通う」：居宅や通所により、介護の支援を受ける介護給付

サービス内容

訪問系

介護給付

日中活動系

施設系

居宅介護	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
同行援護	者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う
短期入所	者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

【生活介護サービス】

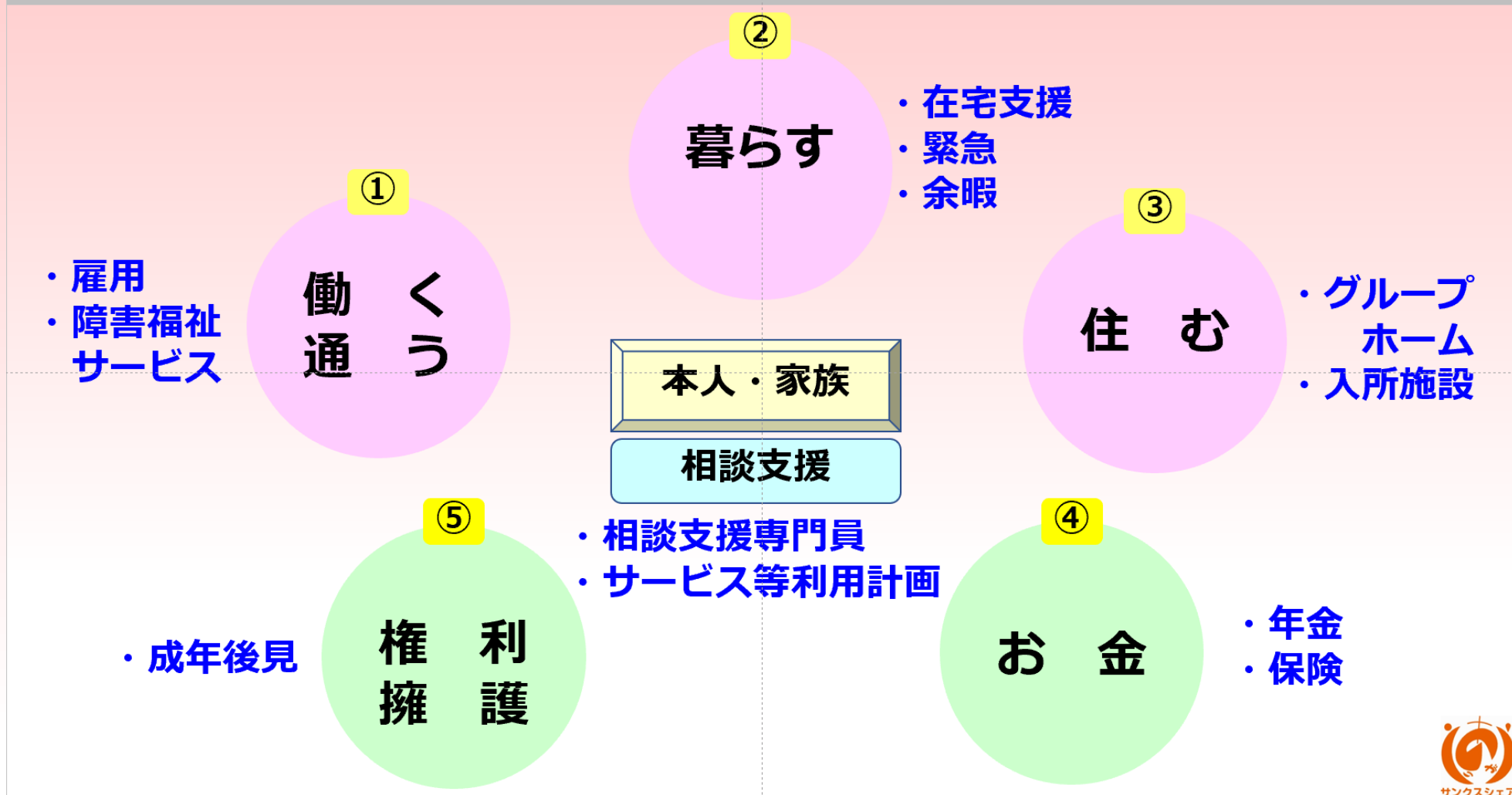
障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- (1) 障害支援区分が**区分3**（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者
- (2) 年齢が**50歳以上**の場合は、
障害支援区分が**区分2**（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者
- (3) 生活介護と施設入所支援との利用の組合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者による**サービス等利用計画案**を作成する手順を経た上で、市町村により利用の組合わせの必要性が認められた者

【子どもから大人へ：5つの視点】



② **暮らす**

・ 障がい支援区分 1 以上

① 家事サポート

- 居宅介護の家事援助
- 調理、買い物代行、掃除・片付け、ごみ捨て、郵便物確認
- 病院の薬とりの代行 など

② 身体の介護

- 居宅介護の身体介護、重度訪問介護、
- 訪問入浴サービス（移動入浴車）
- 入浴、排せつ、着替え、食事などの介護全般

③ 外出支援

- 移動支援、行動援護（行動障がい）、同行援護（視覚障がい）
- 重度訪問介護
- 外出先まで安全に移動するための支援、情報提供、余暇支援等

- ・ 区分によって受けられるサービスや支給時間数が変わる
- ・ 将来のために本人の**理解者を増やす**（通所先 + @）
 - 例）毎日の入浴介助を家族がしている
 - ⇒ 将来は誰が担う？
 - ⇒ 早めから家族以外の支援を受ける練習が必要。
- ・ 一対一の個別支援で見えてくるもの
 - 新たな一面、本人の強みの発見
- ・ 外出支援を通して、生活の広がり、余暇の充実
- ・ ニーズに合わせて特例を活用
 - 本人・家族の状況を特例申立書やサービス等利用計画案に記載。

サービス	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 （家事援助）	×	○	○	○	○	○	○
居宅介護 （身体介護）	×	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○

例えば・・・

行動援護：二人体制、保護者同伴

身体介護：二人体制

身体介護：調理を共に行う

家事援助：時間の延長
1.5h⇒2h/回 等

※特例申請が多い⇒利用者・家族にとって必要な社会資源。
あきらめずに相談支援専門員や行政に相談することが大切！



楽しい絵画



パソコン



収穫祭

令和4年 June		9月		東障がい者フレンドホーム 月間予定表			
曜日	日	月	火	水	木	金	土
日付	～9月の単発教室のご案内～			1	2	3	
午前		9/3(土)	うどん作り教室		大人の絵画		うどん教室
午後		9/17(土)	浴衣でメモリアル撮影				
午後		9/30(金)	介護者支援講座 ＝和菓子作り＝ ※ご希望の方は、職員へお声掛けください！		健康 すいすい教室		
日付	4	5	6	7	8	9	10
午前	たのしい絵画①	休館日		ツナグYOGA①	チューリップくらぶ	はがき絵	親子リミツク
午後	たのしい絵画②			ツナグYOGA②			ニュースポーツ
午後	松島遊遊ランド		青葉のたまり場				リズム遊び
午後			ゲンキ体操			ふよう余暇(運動)	音楽クラブ①
午後			幼児リミツク①②	松島くらぶ3B体操			音楽クラブ②
日付	11	12	13	14	15	16	17
午前	松島遊遊ランド	休館日		あすなろ	大人の絵画	サポーター会議	
午後				東っ子 小	茶道	健康 すいすい教室	3B体操
午後			キッズエンジェル				浴衣でメモリアル撮影
日付	18	19	20	21	22	23	24
午前	たのしい絵画①	休館日 教者の日		ツナグYOGA①	チューリップくらぶ	祝日 秋分の日	親子リミツク
午後	たのしい絵画②			ツナグYOGA②			ニュースポーツ
午後	松島遊遊ランド		ゲンキ体操				リズム遊び
午後			和白白強	ピアひがし	ふよう余暇(絵画)		音楽クラブ①
午後			幼児リミツク①②				音楽クラブ②
日付	25	26	27	28	29	30	
午前	書道①	休館日		あすなろ		介護者支援講座	
午後	松島遊遊ランド			東っ子 中高	リラックスヨガ		
午後	書道②		キッズエンジェル				



和太鼓

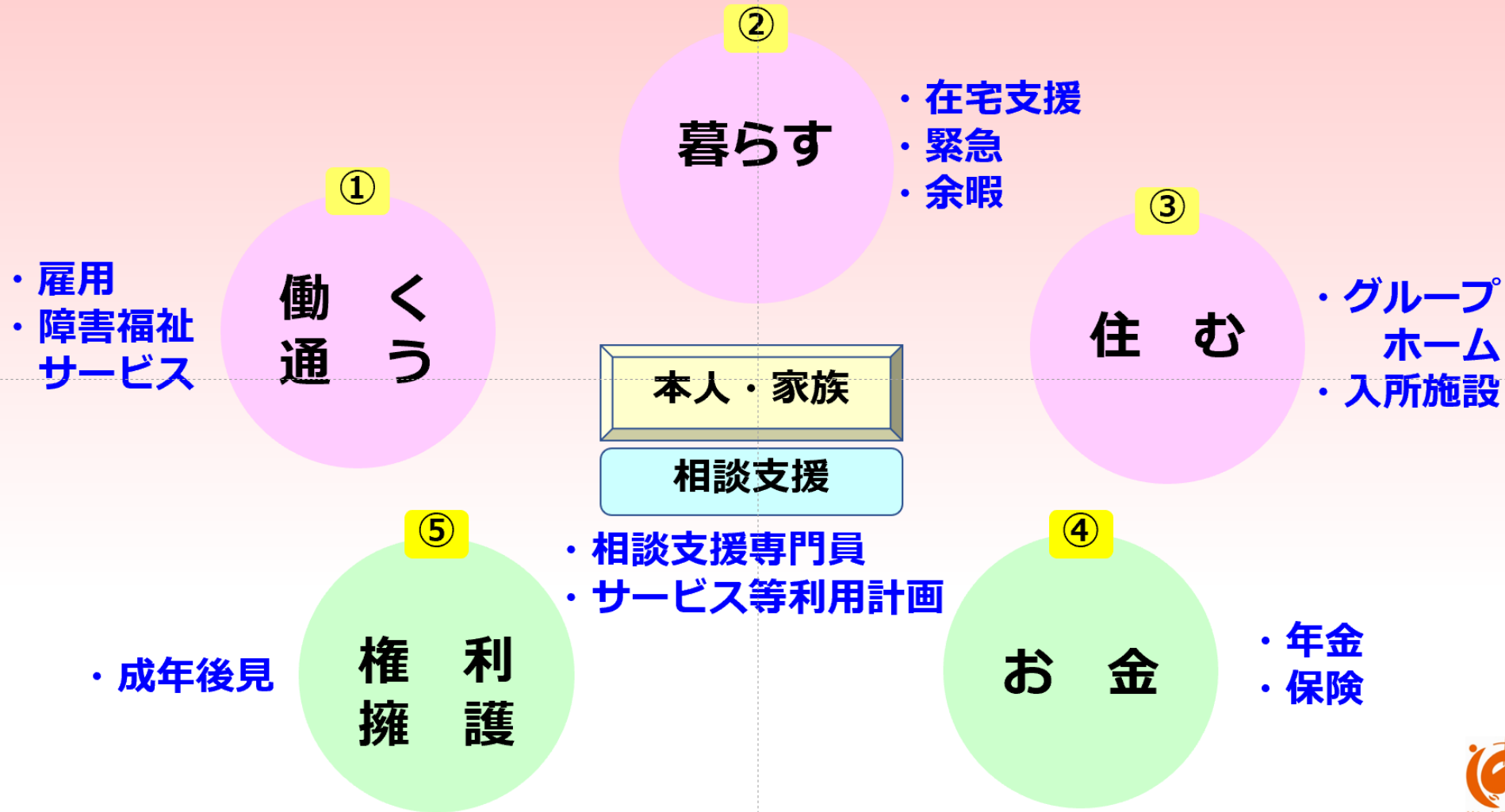


音楽クラブ



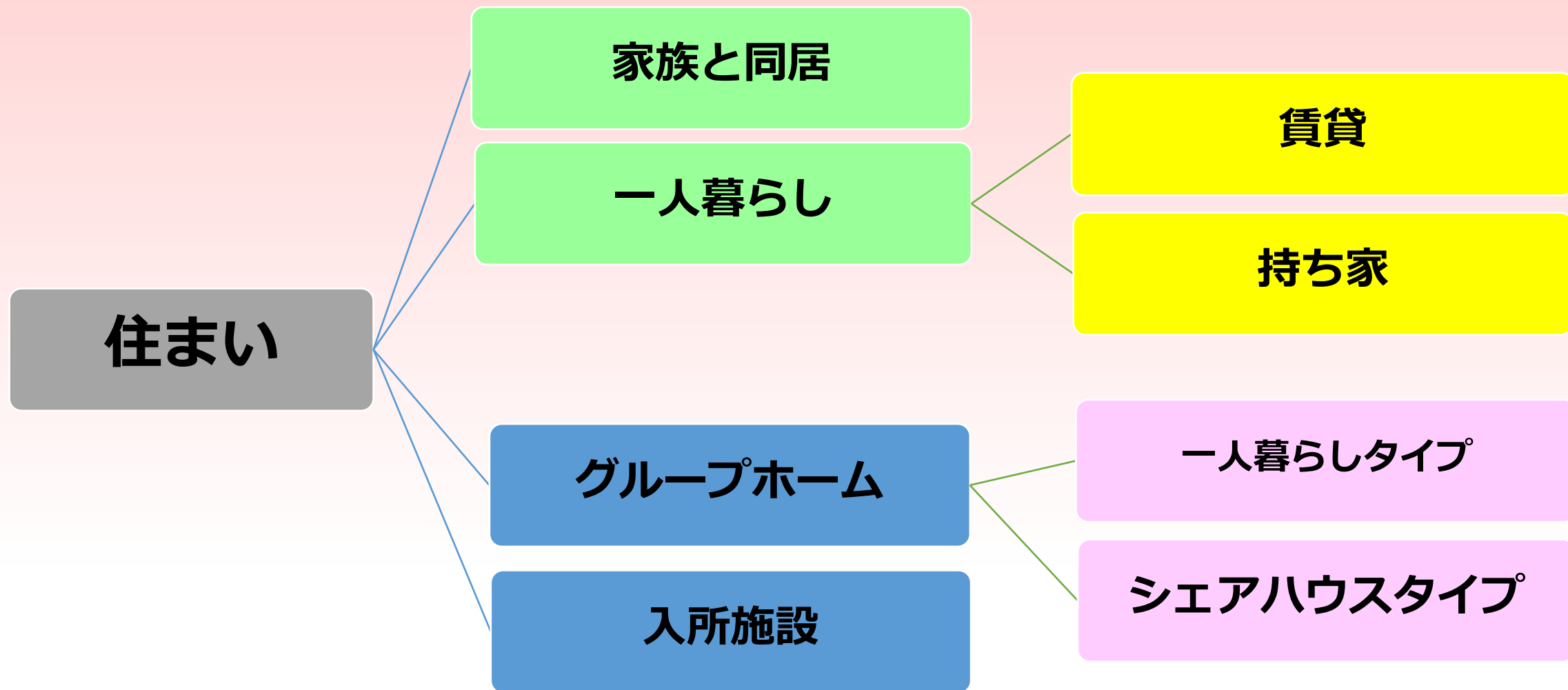
そば打ち

【子どもから大人へ：5つの視点】



③ 住む





地域の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)において、地域住民との交流が確保される中で、世話人による日常生活のサポートを受けながら家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場

	共同生活援助（グループホーム）		
種類（制度）	①介護サービス包括型	②外部サービス利用型	③日中サービス支援型
対象者	障がい支援区分に関わらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談などの日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供
事業所数 (令和2年4月時点)	7718事業所	1312事業所	182事業所
利用者数 (令和2年4月時点)	114,554人	15,551人	2,344人

※厚生労働省「障がい福祉サービス等報酬改定利用検討チーム」資料より抜粋

項目	グループホームでのおおよその支出金額	備考
利用料	0円	※所得に応じた利用者負担上限額あり。 市民税非課税世帯は0円。収入に応じて、 毎月9,300円、18,600円の負担がある方もいる。
家賃	2万円～4万円	※収入に応じて、家賃補助10,000円がある。
光熱費	1万円	
日用品	3,000円～5,000円	
食費	25,000円～30,000円	※GHでは朝食、夕食。昼食は通所事業所にて負担。 (食事提供加算)
通信費	5,000円	
おこづかい	5,000円～10,000円	※ご本人の好きな事、趣味にもよって変わってくる。
その他	医療費、保険、サポートにかかるもの	※将来、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用 する場合は利用料や後見報酬など。
合計	多めの額で計算すると・・・計：9万円	※10万円-家賃補助1万円=9万円

原則：年金から食費・光熱水費を支払って、**25,000円以上が手元に残る設定**

手元に残る額 ①+②		食費・光熱水費 (上限54,000円で施設が設定)		実負担額 ③+④	補足給付で支払う
①「その他生活費」 1) 障害基礎年金1級 28,000円 2) 障害基礎年金2級 25,000円	②66,667円を超えた収入の50%	③66,667円 - 「その他生活費」	④66,667円を超えた収入の50%		
収入 = 年金収入 + 就労収入(控除有り) + 他の収入(控除の可能性有り) - 必要経費					補足給付

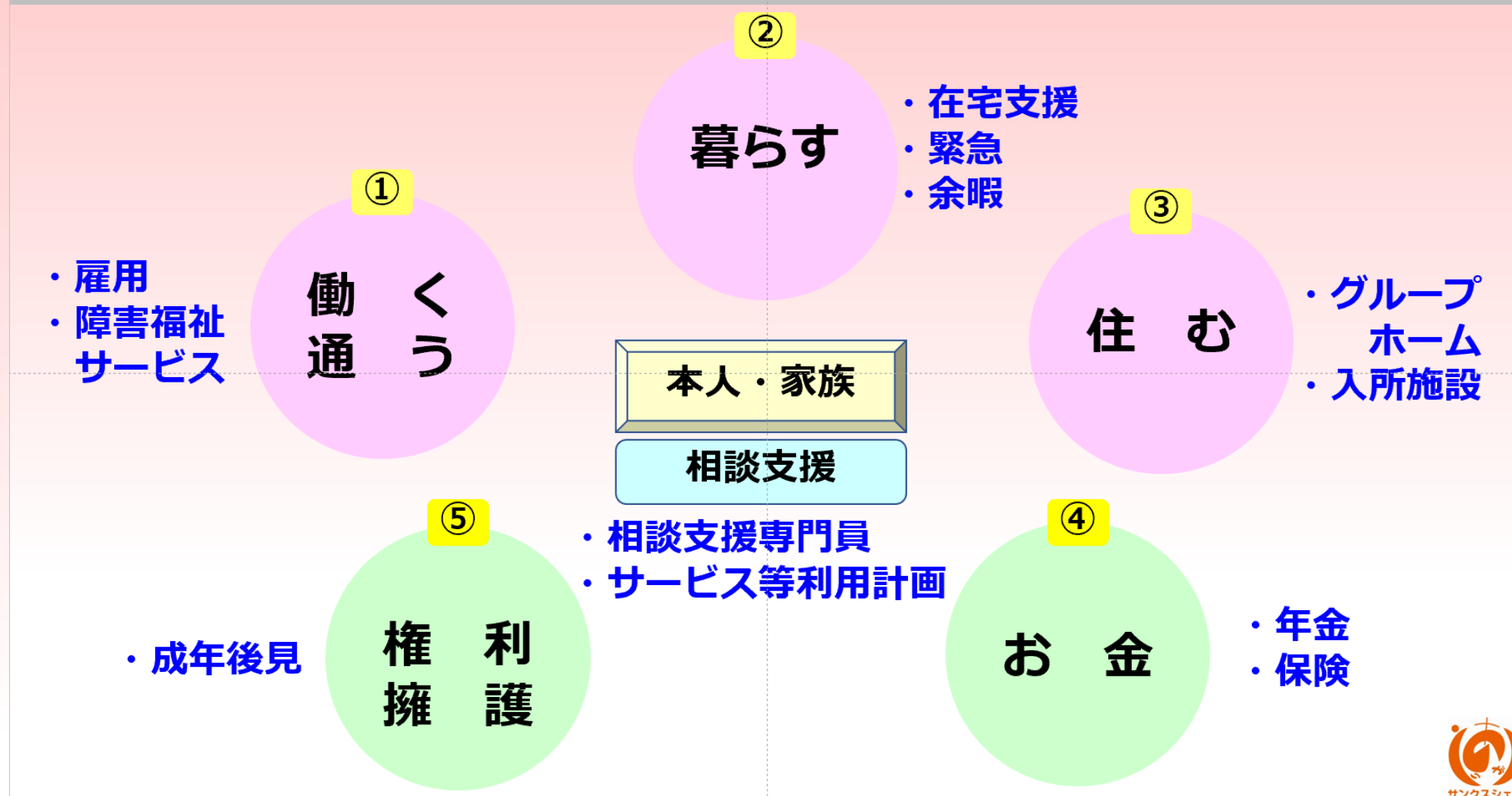
【年齢25歳の入所者の例／月】

年金収入(1級)：87,632円 食費・光熱水費：54,000円 作業工賃：5,000円 国保：1,896円

・手元に残る額・・・37,534円

・実費負担・・・48,201円 (+補足給付5,799円 = 食費・光熱水費54,000円)

【子どもから大人へ：5つの視点】



④ お金

主な保険の種類

生命保険

被保険者（保険の対象者）の死亡または生存に関して、一定額の保険金が支払われる保険
（学資保険や個人年金保険を含む）

損害保険

偶然の事故によって生じることのある損害を穴埋めする保険
（自動車保険や火災保険）

傷害疾病定額保険

被保険者がケガしたり病気になったりした場合に、一定額の保険金が支払われる保険
（医療保険やガン保険、所得保障保険）

保険の登場人物（保険法2条）

- 【保険者】 保険契約に基づいて、保険金を支払う保険会社
- 【契約保険者】 保険契約に基づいて、保険料を支払う人
- 【被保険者】 保険の対象となる人
- 【保険金受取人】 保険会社から支払われる保険金を受け取る権利がある人

／ 入っておくとあんしん。こんな保障も ／

入院（ケガ）

ショートステイ中にアルカリ洗剤を誤飲して入院



3万4千円

入院（ケガ）

出勤中に自転車で転倒し左大腿骨骨折



33万6千円

入院（病気）

誤嚥性肺炎



21万円

入院（病気）

腸閉塞



15万円

入院（病気）

新型コロナウイルス



21万3千円

傷害通院

スーパーの実習中に包丁で人差し指を切った



4千円

個人賠償責任補償

学校の送迎車に乗車中、他生徒の眼鏡を破損



1万3千円*

個人賠償責任補償

施設の壁と扉を破損



42万5千円*

個人賠償責任補償

自転車走行中に歩行者にぶつかり左膝などを骨折させた

912万円*

権利擁護

言いくるめられて携帯を契約させられた



38万6千円

権利擁護

勤務先でパワハラを受けた



46万9千円

特定疾病入院

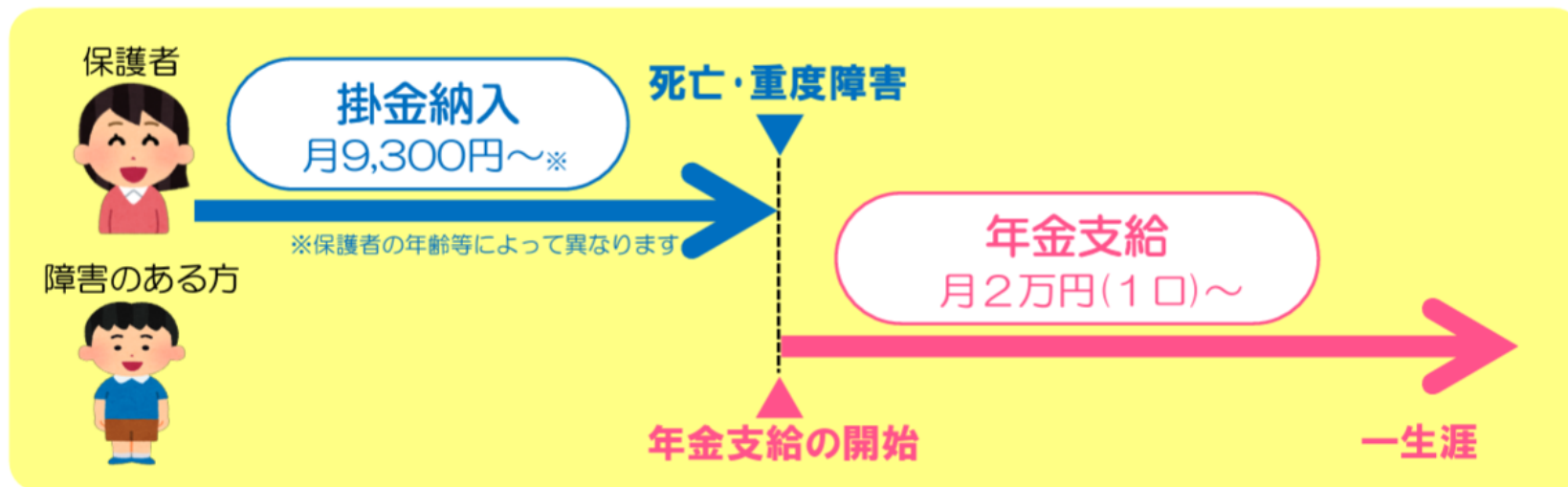
特定疾病（精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかん）で入院

日額3千円

*表示単位未満切り捨て

ぜんち共済
株式会社資料

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。



「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

毎月2万円
の終身年金

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に**毎月2万円が生涯にわたって支給されます。**(2口加入の場合は4万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの「**付加保険料**」が**必要ない**ため、掛金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛金は**所得控除の対象**になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

公的制度
だから安心

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

【相続】

ある人が死亡したときにその人の財産（すべての権利や義務）を、特定の人が引き継ぐこと
（亡くなった人の財産を配偶者や子どもといった関係者がもらうこと）

【遺産】

- ・ 現金や預貯金
- ・ 株式等の有価証券
- ・ 車や貴金属等の動産
- ・ 土地や建物等の不動産
- ・ 借入金等の債務
- ・ 賃借権、特許権、著作権
等の権利

相続の方法

法定相続

遺言による相続

分割協議による相続

信託とは

- ・ 自分の大切な財産を、信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために運用・管理してもらう制度

1. 自分の大切な財産を、
信頼できる人に信託する



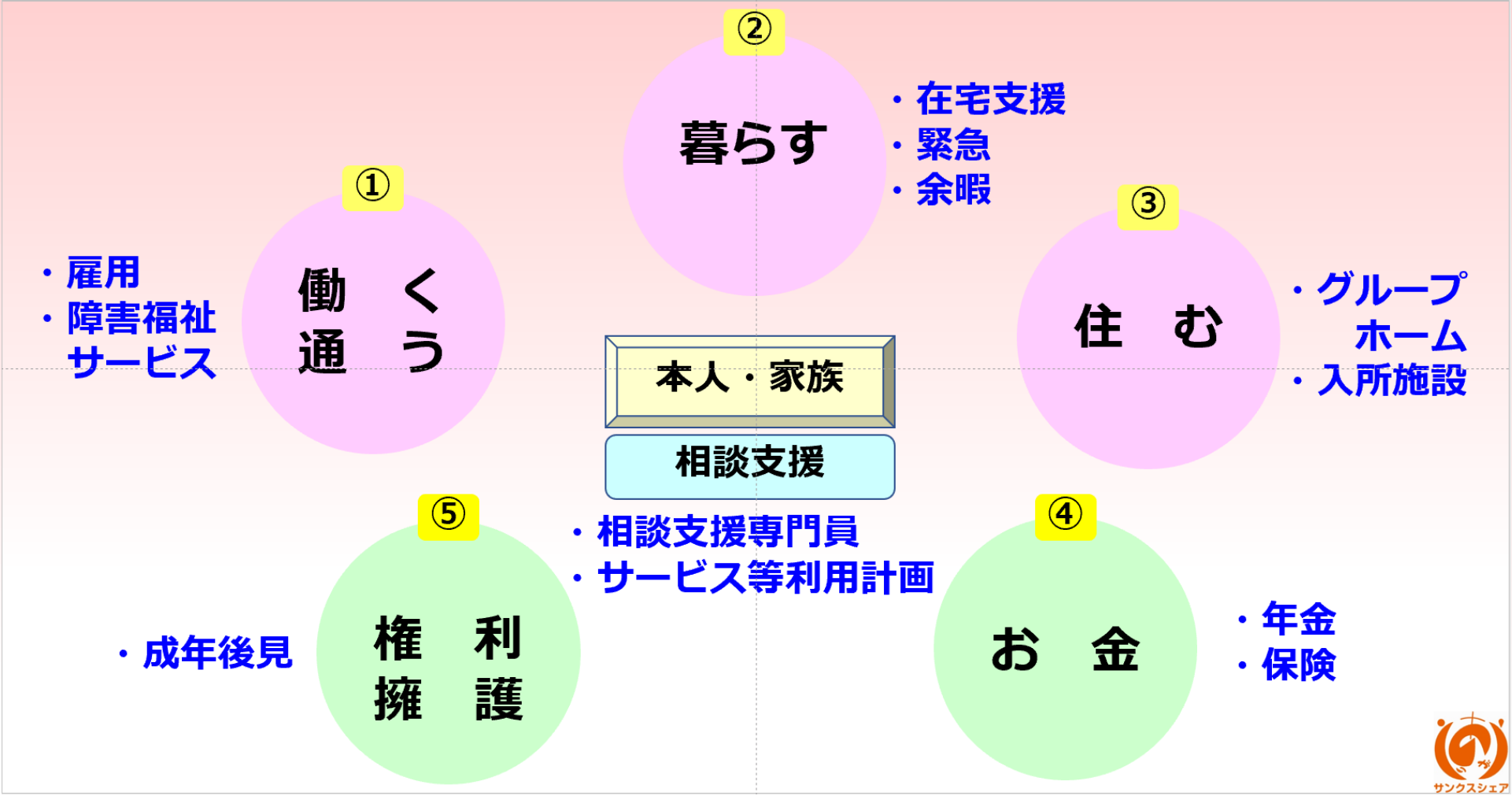
受託者

2. 受託者は信託された財産を
管理・運用し、そこから生まれた
利益を受け取る

3. 受託者が指定した人
(受益者) に渡す



【子どもから大人へ：5つの視点】

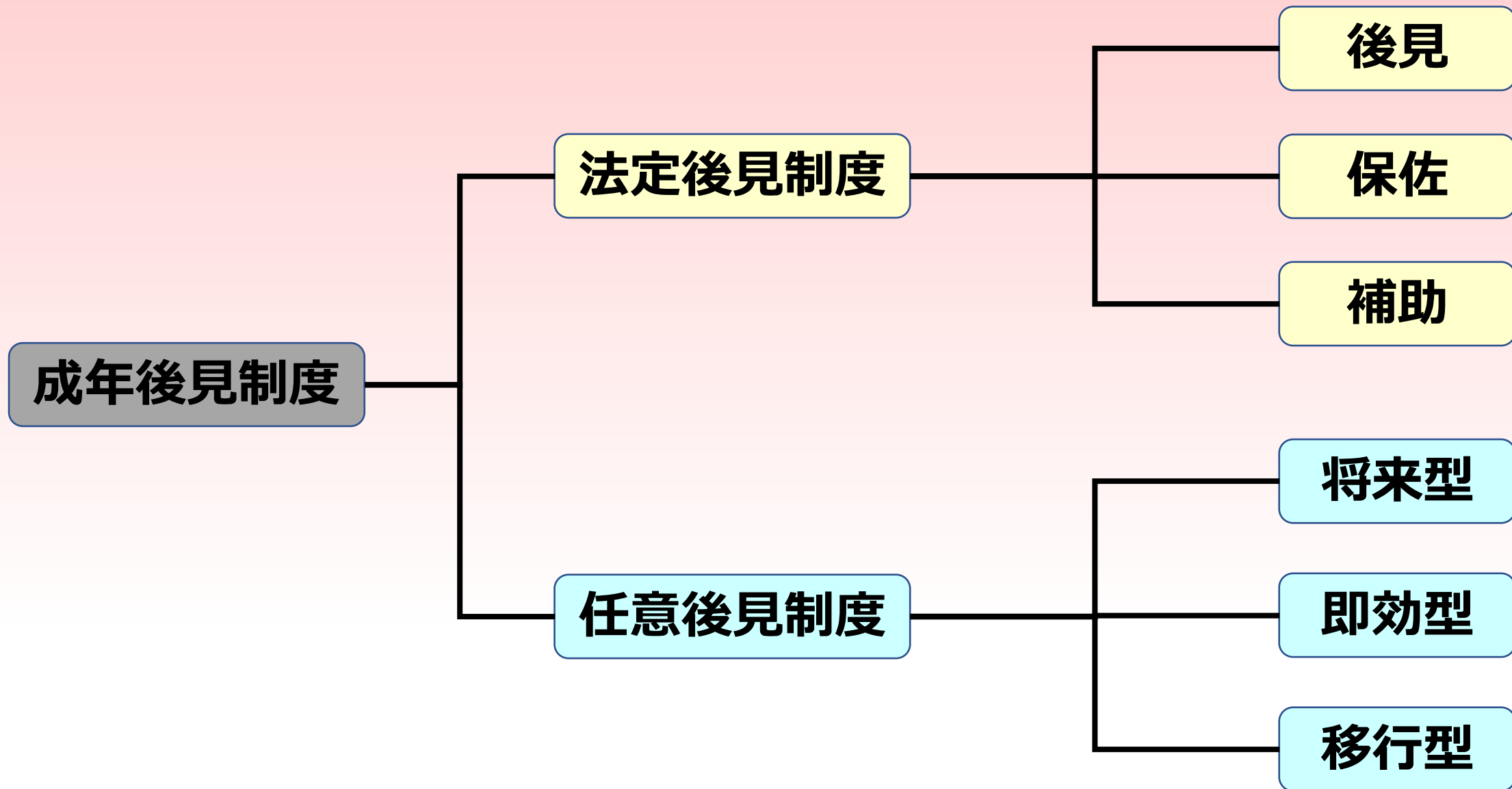


⑤ 権利擁護



認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。 ([厚生労働省HP](#)より)

自分で判断できない人の代わりに判断してくれる人を選んで、
財産や権利を守る制度



法定後見制度

後見

判断能力がほとんどない場合

買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ずだれかに代わってもらうなどの支援が必要

保佐

判断能力が著しく不十分な場合

日常の買い物程度は一人でできるが、自動車の購入など重要な財産の行為を一人でするのが難しい

補助

判断能力が不十分な場合

自動車の購入なども一人でできるかもしれないが、不安な部分が多く、支援者の支えがあったほうがよい

後見人が行使できる権利

【代理権】 本人が本来行う法律行為を本人に代わって行う権利

【同意権】 本人が行った法律行為を了解する権利

【取消権】 本人が行った法律行為に関して、不利と認められる場合は、その行為を取り消すことができる権利

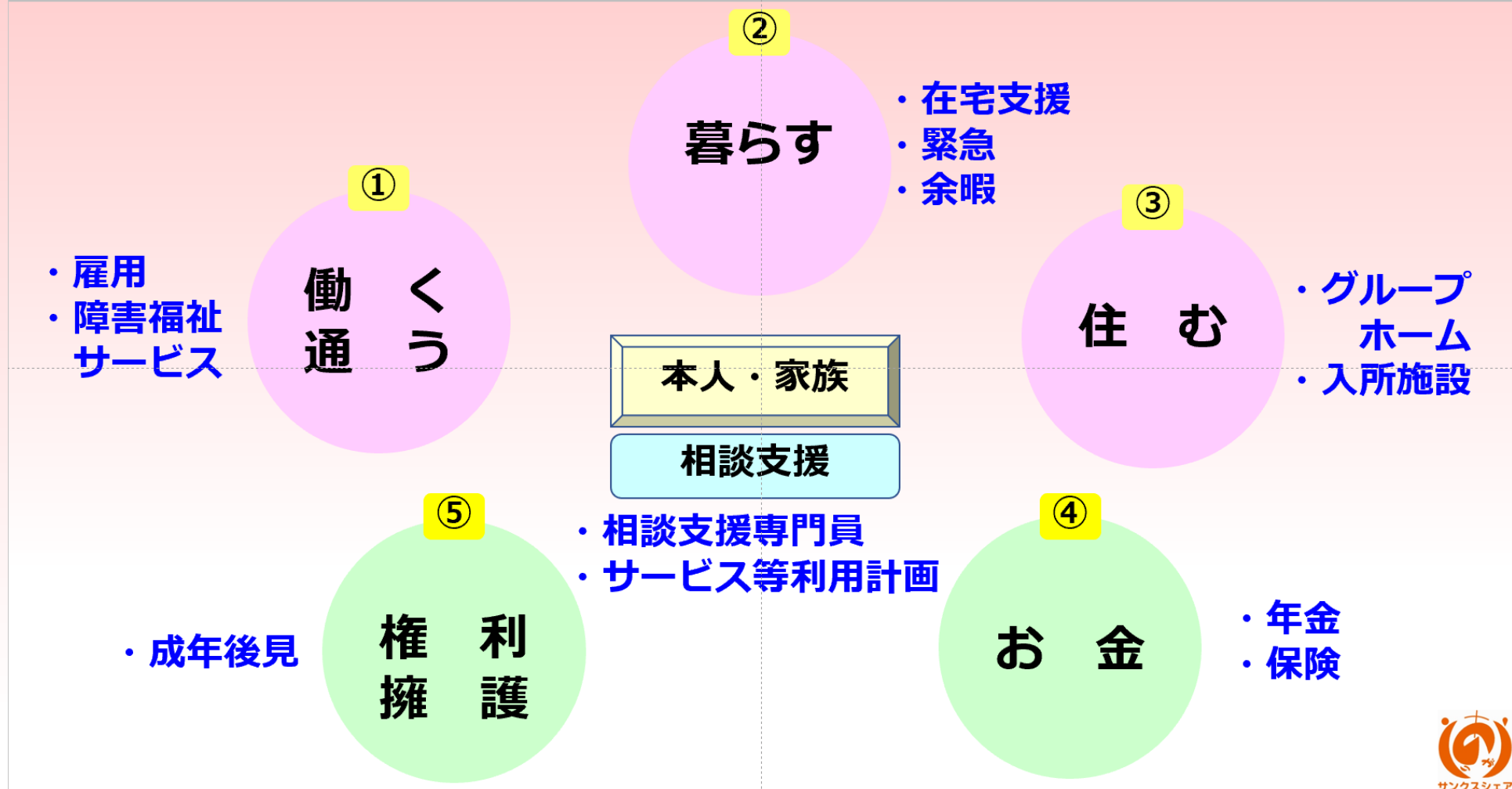
- ① 預貯金の管理・解約
- ② 身上監護（障害者施設、高齢者施設との入所契約をするなど）
- ③ 不動産の処分
- ④ 相続手続き
- ⑤ 保険金受取
- ⑥ 訴訟手続きなど

- ① 障害特性等のために、精神科病院での入院治療が必要なとき
- ② 知的障害や精神障害のある子の将来が不安なとき
（親なきあと）
- ③ 単身のため、今後の対応が不安なとき
（緊急時の対応や亡くなった後の対応など）
- ④ 自分らしい当たり前の生活を望みたいとき など

法定後見人			管理財産額 5,000万円 超の場合	法定後見 (72万/年)
管理財産額	月額	年額	10年	720万円
1,000万円以下	2万円	24万円	20年	1,440万円
1,000万円 ~5,000万円	3~4万円	36~48万円	30年	2,160万円
5,000万円~	5~6万円	60~72万円	40年	2,880万円

最高裁判所HP (成年後見人等の報酬額のめやす)

【子どもから大人へ：5つの視点】

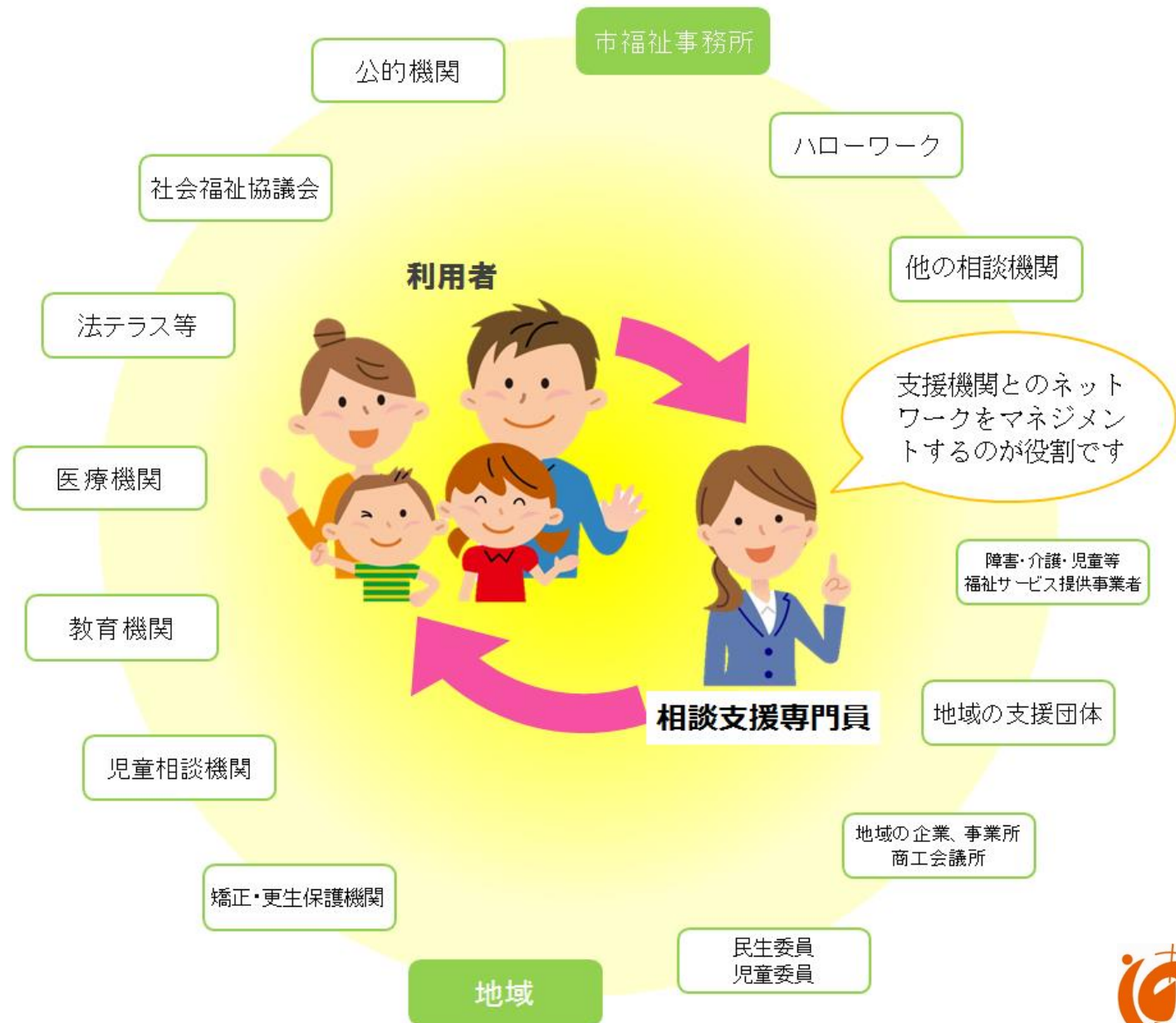


相談支援

- ・ 本人や家族だけでなんでもやらなくちゃならない
- ・ それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・ 専門的なことがよくわからない
- ・ 本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・ 相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・ 人が変わると対応ががらっと変わってしまっって戸惑う



- ・ 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- ・ 専門家との橋渡しをしてくれる
- ・ 専門的な情報提供を頼むことができる
- ・ 関係機関のチーム作りをしてくれる
- ・ 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- ・ 困ったことについていつでも相談しやすい
- ・ 支援の方向性について、関係機関と共有できる



利用計画

内容

不十分な
利用計画

- 総合的な支援の方針の中身がスカスカ
- 保護者や本人が望むニーズや希望が正しく記入されていない
- ニーズや希望と利用する福祉サービス等が合っていない
- 1年先を目安にして到達する目標になっていない
- 目標が抽象的すぎる
- 学校との連携について書かれていない
- 家族支援について書かれていない

質の高い
利用計画

- 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかる
- 将来的な進路を見据えた方針の記述になっている
- ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されている
- 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされている
- 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられている
- 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられている
- 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されている
- 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれている
- 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっている

【① 基本相談支援】

- ・ 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・ 社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ 権利擁護のために必要な援助
- ・ 専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・ サービス等利用計画の作成（受給者証の発行⇒担当者会議の実施）
- ・ サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

利用計画

内容

不十分な
相談支援
専門員

- 電話連絡しても折り返しが無い
- 利用計画書を配付してくれない
- モニタリングの訪問をしてくれない
- 事業さんなどの情報提供を依頼しても調べてくれない、教えてくれない
- 担当者会議が開かれたことが無い
- 困ったことがあっても、ちゃんと相談にのってくれない
- 自分の意見を押し通す

質の高い
相談支援
専門員

- 特に必要がない場合でも時々連絡をくれる
- 担当者会議でリーダー性を発揮している
- とにかくじっくり話をきいてくれる
- 納得できるアドバイスをしてくれる
- 相談しやすい
- ことばの端々に勉強していることが伺える
- たくさんの連携先とつながっている
- 意思を決定するための適切な情報を提供してくれる
- できることとできないことを明確に示してくれる

- 相談支援専門員の仕事を把握しておく
- 障がい児支援利用計画をよく読み込む
- モニタリングの期間を短くする
- 必要とあらば、思い切って相談員を変える
- 困ったとき、悩んだときに、とにかく相談する
- 相談員に必要時に必要な情報提供を依頼する
- 課題解決のために「個別支援会議」の開催を依頼する
- 事業所等との面談時の第三者立会人を依頼する
- ☑ 自分でできることは自分でやる

子どもの自立と支援



特別支援セミナー in 放課後等デイサービスひかり

R5.10.29 四日市市富洲原地区市民センター

障がい児から障がい者になるときの準備 「子どもの自立と支援について」

◆ セミナープレゼン資料(サクスシェア田中聡)

 [R5.10.29子どもの自立](#)

◆ 障害福祉サービスの利用について(全国社会福祉協議会)

 [障害福祉サービスの利用](#)

◆ [障害年金の基礎知識\(千葉障害年金相談センター\)](#)

◆ [障害者\(児\)福祉の手引き\(四日市市\)](#)

◆ [あんしん保険\(ぜんち共済株式会社\)](#)

◆ [一般社団法人信託協会](#)

◆ [成年後見制度はわかり\(厚生労働省\)](#)

※ セミナーのご感想をお寄せいただくと幸いです(〃)

[研修アンケート入力](#)

- ・ 子どもから大人になる進路選択のこつ
- ・ 相談支援をうまく活用するコツ

R5.10.29 株式会社グリーンプラン
放課後等デイサービス ひかり

セミナーのご感想を
お願いします。



合同会社サクスシェア 相談支援専門員 田中 聡

